

藤沢市教育委員会告示で定める様式の内紙の大きさの特例に関する規程
の廃止について

藤沢市教育委員会告示で定める様式の内紙の大きさの特例に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

2019年（令和元年）8月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 廃止する規程

藤沢市教育委員会告示で定める様式の内紙の大きさの特例に関する規程

2 施行期日

公表の日

提案理由

この議案を提出したのは、本規程は平成6年度に申請書等の様式の内紙の大きさをA版化するに当たっての経過措置として定められていたが、現在、内紙の大きさのA版化は既に定着しており、本規程の意義は果たされたことから、廃止する必要がある。

藤沢市教育委員会告示で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和元年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会告示で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規程
を廃止する規程

藤沢市教育委員会告示で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規程（平成6年藤沢市教育委員会告示第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公表の日から施行する。

○藤沢市教育委員会告示で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規程

平成6年3月31日

教委告示第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、藤沢市教育委員会告示で定める様式用の紙の大きさの取扱いについて、その特例を定めるものとする。

(用紙の大きさに関する特例)

第2条 藤沢市教育委員会告示の規定に基づき作成する様式用の紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、その大きさを日本工業規格紙加工寸法A列4番からA列8番までのいずれかの大きさにするものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、藤沢市教育委員会告示の規定に基づいて作成した様式用の紙で、現に残存するものは、当分の間、使用することができる。